

「振替決済口座管理規定」一部改定新旧対照表

日本証券金融株式会社

[ 実施日 : 2026 年 5 月 15 日 ]

( 下線箇所は改正部分 )

u003cbr>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>株式等振替決済口座管理規定</b></p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 共通番号の届出 )</p> <p>第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ( 以下「番号法」といいます。 ) その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号 ( 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。 ) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第 4 条 ~ 第 42 条 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>2026 年 5 月 15 日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;"><b>株式等振替決済口座管理規定</b></p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 ( 省略 )</p> <p>( 共通番号の届出 )</p> <p>第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ( 以下「番号法」といいます。 ) その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号 ( 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。 ) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第 4 条 ~ 第 42 条 ( 省略 )</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>国債振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第19条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>2026年5月15日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;"><b>国債振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第19条（省略）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>一般債振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第21条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>2026年5月15日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;"><b>一般債振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第21条（省略）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>短期社債等振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第20条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>2026年5月15日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;"><b>短期社債等振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第20条（省略）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>投資信託受益権振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第20条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>2026年5月15日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;"><b>投資信託受益権振替決済口座管理規定</b></p> <p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第20条（省略）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>